

2016 年度（第1回）司法支援建築会議運営委員会 議事録

（記録：事務局）

A. 日時：2016 年6月14 日（火）15時00分～17 時00分

B. 場所：日本建築学会会議室

C. 出席者：委員長 辻本 誠

委員 安達俊夫 有馬 賢 池永博威 宇於崎勝也 荻谷邦彦 後藤伸一
坂本 功 杉山義孝 鈴木秀三 仙田 満 左 知子
近畿支部長 鈴木計夫

（敬称略）

D. 提出資料

- 資料1-1 運営委員会議事録（案）（3月10日）
- 資料1-2 最高裁判所民事局との懇談(4/15)メモ
- 資料1-3 鑑定人候補者リスト（千葉地方裁判所、長野地方裁判所、長崎地方裁判所）
- 資料1-4 第17回司法支援建築会議講演会企画
- 資料1-5 パンフレット改訂案
- 資料1-6 会報第15号編集企画書
- 資料1-7 講習会「集合住宅の音に関する紛争予防の基礎知識」開催案内
「集合住宅の音に関する紛争予防の基礎知識」作成関係委員名簿
- 資料1-9 第16回司法支援建築会議講演会開催報告
- 資料1-10 司法支援建築会議運営規程改正（案）
- 資料1-11 全体会議・シンポジウム開催企画

E. 委員自己紹介

辻本運営委員長就任の挨拶がなされ、委員の自己紹介を行った。

F. 確認事項

1. 前回議事録(案)(3月10日)の確認

事務局から前回議事録案の確認がなされ承認した。

G. 報告事項

1. 最高裁民事局との懇談

辻本委員長から、上谷前委員長、仙田元委員長の3名が、4月15日に最高裁判所へ伺い、菅野雅之（民事局長／行政局長）に運営委員長就任を挨拶し、民事局（出席：餘多分宏聡（第一課長兼第三課長）、山本拓（第二課長）、柴田啓介（民事局付）、涌井一明（第二課民事訴訟係職員）と次のような懇談を行ったとの報告がなされた。

- ・民事調停委員候補者の年齢条件の上限緩和について
→調停委員は非常勤の国家公務員にあたり、上限を緩和することは制度上できない。

- ・ 建築訴訟情報の開示について
- 裁判の判例については、固有名詞の使用に配慮すれば、公に利用できる情報である。ただし、結審しているものに限られ、係争中のものについては内容を開示することはできない。
- 調停については、ナイーブである。他言しないという約束のもとに話し合いがなされている。調停委員ご自身が主張されたことを公にすることはできるが、やり取りや何のことを調停したかは伏せなければならない。

2. 部会等報告

(1) 支援部会

千葉地裁木更津支部、富山地裁高岡支部、長崎地裁佐世保支部への鑑定人候補者推薦
坂本支援部会長から、鑑定人候補者推薦について以下の報告がなされた。

- ・ 千葉地裁木更津支部→吉田重雄（(株)吉田建築事務所）
- ・ 富山地裁高岡支部→小島孝豊（IK都市・建築企画研究所）
- ・ 長崎地裁佐世保支部→選定中

(2) 調査研究部会

課題「監理者の権限（裁量、代理権）」

杉山委員（後藤調査研究部会長代理）から課題「監理者の権限（裁量、代理権）」の判例調査を行っているとの報告がなされた。

(3) 普及・交流部会

第17回司法支援建築会議講演会（資料4）

宇於崎委員（普及・交流部会幹事）から、企画説明がなされ、開催日時、テーマ等を了承した。

- ・ 日時：11月28日（月）13:30～17:30
- ・ テーマ：躯体を巡る建築紛争の実態と対応

パンフレット（資料5）、会報第15号（資料6）

宇於崎委員（同上）から、パンフレット改訂版の進捗状況、会報第15号編集企画の説明がなされ、了承した。

(4) 修補工事費見積り検討小委員会

池永委員から、仮題「修補工事費用の見積り方法」の出版に向けて検討中であるとの報告がなされた。

(5) 集合住宅の音環境に係る建築紛争と対策編集小委員会

事務局から、講習会「集合住宅の音に関する紛争予防の基礎知識」を次の3会場で開催するとの報告がなされた。

- ・ 東京会場 2016年7月29日（金）13:00～17:00
- ・ 名古屋会場 2016年8月 3日（水）13:00～17:00
- ・ 大阪会場 2016年8月 4日（木）13:00～17:00

3. 本部・支部活動報告

(1) 本部

辻本委員長から、資料 (No. 1-8) に基づき、司法支援建築会議 2015 年度活動報告 (案) の内容と、この報告が会報第 15 号の原稿案になるとの説明がなされた。

(2) 近畿支部

鈴木近畿支部運営委員長から、資料 (No. 1-9) に基づき、近畿支部2015年度活動報告がなされた。

H. 審議事項

1. 運営規程の変更(資料10)

事務局から、次の変更箇所の説明がなされ、審議を行った。

- ① 年齢制限を40歳以上に引き下げ、会議会員対象者の枠を広げる (第4条 (種別))
- ② 役員の職務および分担業務に当会議担当はない。必要に応じて会長が指名するに含まれることとする (第14 (構成))

審議の結果、①年齢制限を40歳以上に引き下げることを了承し、理事会へ上程することとした。

2. 2017 年度名誉司法会員推挙、功労者表彰、感謝状贈呈、全体会議シンポジウム開催企画

(資料 11)

事務局から、2015 年 5 月に全体会議と併せて表記の推挙式等やシンポジウムを開催しており、運営委員会では 2 年に一度の開催としているとの説明がなされ、検討の結果、2017 年 5 月頃に開催することとした。また、シンポジウムテーマについて審議を行い、仙田委員から提案された「紛争から学ぶ設計実務」を使った企画を立てることとした。

3. 会議会員申請(資料12)

事務局より、理事・支部長等・常置調査研究委員会から会議会員に推薦された方のうち23名から会員申請があったとの報告がなされ、検討の結果22名(47歳の1名は、運営規程の変更を待つ)を会議会員候補者として承認することとし、7月理事会に委嘱申請することとした。

次回:

2016 年10月下旬～11月上旬に開催するとして、通信にて日程調整することとした。
日程調整の結果、10月24日 (月) 15 時～17 時となる。

以上